

難病医療費助成制度のご案内

●難病医療費助成制度

この制度は、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が多い方を支援する目的に加え、医療費助成を通じて患者の方の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進する目的を併せ持つ制度です。

【内容】

(ア)医療給付II医療給付の内容は、「医療受給者証に記載された疾病を治療するために受ける診療・調剤」「住宅における療養上の管理およびその治療に伴う看護」などです。各種医療保険を適用した後の自己負担額(入院時食事療養標準負担額と生活療養標準負担額は含みません)から、月額自己負担上限額を控除した額を助成します。

(イ)介護給付II介護の給付の内容は、次のサービスに限ります▼訪問看護▼訪問リハビリテーション▼居宅療養管理指導▼介護療養施設サービス▼介護予防訪問看護▼介護予防訪問リハビリテーション

障害福祉課(市役所1階)で受け付けています。新規申請および更新申請には「臨床調査個人票」(疾病ごとに様式が指定されています)が必要で、その他必要書類の様式は同課にあります。

【注意】臨床調査個人票は、難病指定医(都道府県の指定を受けた医師)が作成したもののみ有効です。

●マル都医療券(人工透析に係る医療費助成)の更新手続きのご案内

「マル都医療券(人工透析に係る医療費助成)」をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要で、更新に必要な書類などは都から直接郵送されます。手続きは市障害福祉課が窓口となりますので、早めに手続きをお済ませください。なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられないので、改めて手続きをした日からになりますので、ご注意ください。

【対象】次の①・②の両方に該当する方が対象です

①2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

②2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

【申請方法】申請は随時、市庁舎にて受け付けています。



●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除申請

日本年金機構では、国民年金保険料免除の特例として、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した方について、本人の申告をベースにした簡易な

手続きによって、保険料の免除を可能とする臨時特例の措置を実施しています。

申請をすることで、日本年金機構の審査後、保険料が免除(全額または一部、猶予される制度です。審査の結果、免除などが承認されない場合もあります)。

【対象期間】元年度分(2年2月分〜6月分)と2年度分(2年7月分〜3年6月分)および3年度分(3年7月分〜4年6月分)の国民年金保険料

【対象者】次の①・②の両方に該当する方が対象です

①2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

②2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004 または武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

たは全部を助成する制度です。【対象】市内在住で以下のいずれかの治療を要すると診断された方▼B型・C型肝炎のインターフェロン治療▼B型肝炎の核酸アナログ製剤治療▼C型肝炎のインターフェロンフリー治療

●肝がん・重度肝硬変医療費助成制度のご案内

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入

院治療にかかる医療費の一部を助成する制度です。【対象】市内在住で以下のすべての条件を満たしている方▼肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

後期高齢者医療制度

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)を送付します

●限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)の年次更新

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)以降も引き続き対象となる方には、いずれも7月末日までに新しい認定証(有効期限4年7月31日)を送付します。色はこれまでと同じ白色です。

認定証を医療機関の窓口に提示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額が減額されます。

院時の食費も減額されます。【減額認定証】後期高齢者医療制度の1割負担の被保険者で、3年度の住民税(市市民税)が非課税世帯の方

【限度額認定証】後期高齢者医療制度の3割負担の被保険者の中で、3年度の住民税(市市民税)課税所得が最も高い方が690万円未満の世帯の方

●まだお持ちでない方

交付対象の条件を満たしており、まだ認定証をお持ちでない方は、申請により認定証を発行できます。認定証は申

請月の1日から有効です。発行を希望される方は、被保険者証、マイナンバー確認書類、本人確認書類(運転免許証など)を持参し、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)へ申請してください。代理の方が申請する場合は、別途確認書類が必要になりますので、同係へ電話(470・7846)で確認してください。

●長期入院該当の認定

住民税が非課税世帯の方(世帯の所得が一定基準以下の場合を除く)で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、入院時の食費がさらに減額されます。入院日数の分かる病院の領収書などを添えて申請してください。詳しくは同係へ。

児童手当 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度現況届の提出はお済みですか

●児童手当

6月分以降の手当を受給するためには、現況届の提出が必要で、

●医療費助成制度

現在お手持にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日(木)までです。3年1月1日に住民登録

がある方には、有効期間が10月1日(金)からの医療証を9月下旬に送付します。

ただし、3年1月2日以降に転入した方は、所得状況が確認できないため、現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には用紙を送付していますので、未提出の方は至急提出してください。

現況届が提出されないと…

↓

6月分以降の児童手当が受けられません

↓

10月1日以降の医療証が交付されません

8月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	7月29日(木)	4日(水) 11日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
		8月12日(木)	18日(水) 25日(水)			
不動産・相続・会社の登記等相談(5人) ※電話相談	司法書士	7月27日(火)	4日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	8月5日(木)	11日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	市商工会 ☎471・7577
税務相談(5人)	税理士	8月10日(火)	18日(水)	午後1時半から		
人権・身の上相談(4人) ※電話相談	人権擁護委員	8月12日(木)	18日(水)	午後1時半から	市役所2階相談室	市商工会 ☎471・7577
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	7月29日(木)	5日(木)	午後1時から		
交通事故相談(5人)	弁護士	8月19日(木)	25日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	市商工会 ☎471・7577
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	労働士					
女性の悩みごと相談(各日4人)	女性カウンセラー	7月21日(水)	2日(月) 5日(木)	午前10時半～午後4時半	市役所2階相談室	市商工会 ☎471・7577
		8月4日(水)	20日(金) 23日(月) 30日(月)			
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	7月16日(金)	6日(金)	午前9時半～午後0時半	市役所2階相談室	市商工会 ☎471・7577
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時		
耐震相談 ※電話相談		6日(金)		午後2時～4時	今回は電話での相談のみとなります	同協会事務局・築原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。		火曜～土曜日		午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室(西部地域センター内)	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談		開庁日		午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員 児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談		8月は実施しません				身体障害者相談員 障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談		8月は実施しません				知的障害者相談員 同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談		平日		午前9時～午後5時	さいわい福祉センター 市役所2階ワークコーナー	さいわい福祉センター支援員 ☎477・2711 ※直接会場へ。
職業相談		開庁日		午前9時～午後5時		
住宅増改築相談		8月は実施しません				市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会
消費者相談 ※電話相談		平日		午前10時～正午、午後1時～4時		消費生活相談員 市消費者センター ☎473・4505
行政相談		8月は実施しません				行政相談委員 生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問		希望する方は右記へ問い合わせください。			ご自宅	助産師・保健師 健康課 保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問						
生活困窮者自立相談		開庁日		午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員 福祉総務課 ☎470・7741